

# 日田市文化財保存活用地域計画作成支援業務仕様書

## 第1条（目的）

本業務は、文化財保護法に定められる文化財保存活用地域計画（以下、地域計画という）の策定を目指し、その計画全般の作成支援を行うことを目的とする。

## 第2条（対象）

本業務の対象範囲は、市全域とする。また、本業務で対象とする文化財は、指定等文化財に加え、既往の調査で把握した、あるいは本計画策定にあたり把握した未指定文化財を含む。

## 第3条（総則）

1. 本業務は、本仕様書に基づいて実施し、本仕様書に定めない事項については日田市（以下、発注者）と受注者が協議し決定する。
2. 受注者は、業務の履行にあたり、関係法規を遵守し、常に適切な安全管理をおこなうものとする。
3. 受注者は契約締結後速やかに業務に着手し、本業務が完了した場合、速やかに所定の成果品を提出し、検査を受けるものとする。

## 第4条 本業務の内容は次のとおりとする。

1. 業務名 令和4年度日田市文化財保存活用地域計画作成支援業務
2. 業務場所 日田市
3. 業務内容 本業務で受注者は、以下の支援を行うものとする。なお、次年度以降の業務内容については別記にて記載の予定である。

### （1）日田市の文化財に関する事前把握支援

受注者は、発注者から提供を受けた資料から、次の内容について整理する。

- 1) 市内の指定等文化財一覧表の整備
- 2) 文化財調査報告書等、既刊書籍類の整理
- 3) 日田市内の文化財に係る過去の調査、研究、計画、整備等の状況の整理
- 4) 文化財の活用に関する取り組み状況ならびに地域の文化財活動状況

### （2）地域計画の作成支援

令和4年度は、以下にあげる①～⑤の章立ての項目について、①～④については素案の作成を行うものとする。⑤については、次年度の素案作成に向けての内容の整理や検討を行うものとする。

素案の作成にあたっては、市民にもわかりやすい文章やイラストの作成、写真の掲載等に取り組むものとする。

#### ①序章

1. 計画作成の背景と目的
2. 計画期間

②第1章日田市の概要

1. 自然的・地理的環境
2. 社会的状況
3. 歴史的背景

③第2章日田市の文化財の概要

④第3章日田市の歴史文化の特徴

⑤第4章文化財の保存・活用に関する方針

1. 既存の文化財調査の概要
2. 文化財の保存・活用に関する課題
3. 地域計画の位置付け
4. 文化財の保存・活用に関する方針
5. 関連文化財群に関する事項
6. 文化財保存活用区域に関する事項

(3) 作成体制の運営支援

以下にあげる協議会等の開催にあたって、資料作成を支援するとともに、開催時には出席し、記録を取り、議事録等を作成する。

- 1) 協議会の運営支援 1回
- 2) 庁内部会の運営支援 1回

(4) 総合把握調査の支援

市内にて想定される歴史文化の特徴から選出した地域を中心に実施するワークショップの運営支援、開催時の資料作成支援を行うとともに、記録作成を行う。また、住民への聞き取り調査時などの際の記録作成を行う。

- 1) ワークショップ開催支援 2回

ワークショップの実施に対し、資料作成や記録作成の支援を行う。

(5) 情報発信の支援

計画作成に向けた日田市の取組について、市のホームページ等で情報発信する際の原稿作成を支援する。また、普及啓発のための講演会時のアンケート結果の取りまとめや記録の作成を支援する。

- 1) 情報発信用原稿の作成支援 1回

協議会やワークショップ、聞き取り調査や講演会などの取り組みについて、ホームページ等での情報発信用の原稿の作成支援を行う。

- 2) 普及啓発講演会 1回

講演会時のアンケート結果の取りまとめや、講演会の内容の記録作成を行う。

4. 業務期間 令和4年12月29日 ～ 令和5年3月30日

**第5条（資料等の提供）**

- (1) 発注者は、本業務に必要な関係資料等を受注者に貸与するものとする。また、受注者は、貸与された関係資料等を業務完了後ただちに返還しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者により貸与された本業務に必要な関係資料等を第三者に対し、譲渡、使用

許諾、その他の方法で使用させてはならない。

#### 第6条（資料・図面等の帰属）

本業務で作成された資料及び図面等の権利は、全て発注者に帰属するものとする。なお、この権利の中には著作権等も含むものとする。

#### 第7条（完了届）

受注者は、業務完了後、発注者に業務完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

#### 第8条（成果品）

成果品は下記のとおりとする。

- (1) 報告書 3部
- (2) 上記及びその他作成内容のデータファイル収録メディア 1式
- (3) 業務完了届 1式

#### 第9条（完了検査）

発注者は、成果品納入後速やかに検査を行い、不明箇所がある場合は、受注者に対し校正の指示を行い、受注者は、速やかに校正を行う。

#### 第10条（成果品の帰属）

成果品の著作権等は発注者に帰属する。

#### 第11条（その他）

1. 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、次に挙げる諸法令等に準拠して実施するものとする。
  - (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
  - (2) 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」文化庁（平成31年3月 最終変更 令和3年6月）
  - (3) 『大分県文化財保存活用大綱』大分県教育委員会（令和3年3月）
  - (4) 日田市総合計画（第6次）など日田市策定の各種計画、日田市の定めた条例・規則類
2. 受注者が委託業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害になどについては、受注者の責任においてその損害などを賠償しなければならない。